

健康で長〜く一緒に暮らすために！

飼い主は、ペットの命を預かる者として、その動物の種類や習性などに応じて健康管理や飼育環境を整え、最後まで適正に飼い続ける責任があります。

住環境・・・ペットの種類に合わせた環境でいつもきれいにしましょう

ペットの種類によって、適した温度や湿度などの環境、必要なスペースや設備は違います。種類にあった住環境を整えましょう。

ペットを飼う場所はこまめに掃除をして清潔に保ち、壊れていたり、危険な箇所がないかなどの点検も定期的に行いましょう。



食べ物・・・人とは違った動物ですから、必要な栄養素も当然違います

年齢や健康状態に合った栄養バランスのとれた食べ物を与え、いつでも新鮮な水を飲めるようにしましょう。

人の食べ物を与えると、栄養バランスが崩れて健康を損ねる場合もあります。玉ねぎやチョコレート、レーズン、キシリトール入りの菓子など、人の食べ物の中には、動物に与えると中毒を起こすもの、場合によっては死に至るものもあります。



世話と観察・・・ペットは具合が悪くても言葉で伝えることはできません

飼い主は毎日の世話を通して、ペットの体の状態や行動、食事の量、糞や尿の状態などをよく観察しましょう。毎日、しっかりと世話や観察することで、いち早く異常を見つけられるでしょう。



医療・・・予防が第一、異常があるときは速やかに獣医師に相談をしましょう

ペットの健康維持には、日頃から、ワクチン接種や寄生虫の駆除・予防、定期検診を行うこと、適切な給餌や住環境を整えることが重要です。また、いつもと様子が違うときは、早めに動物病院で受診しましょう。

動物の愛護及び管理に関する法律の改正

飼い主の責任と終生飼養

飼い主の責務として、**飼養する動物がその命を終えるまで飼養すること（終生飼養）**が追加されました。飼い主や動物を取り扱う方は、適切な給餌や給水、必要な健康管理、動物の種類や習性を考慮した環境の確保を行い、**最後まで愛情と責任を十分に自覚して飼い続けることが求められます。**

愛護動物に対し、みだりに、餌や水を与えずに不衛生な場所で飼って衰弱させたり、病気やケガを放置したり、糞尿や死体が放置された場所で飼うなど、**虐待を行った者は百万円以下の罰金**が科せられます。

